

事務連絡

平成25年8月6日

各都道府県・指定都市・中核市子ども・子育て
支援新制度御担当部局 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条第1項に基づき内閣総理大臣が定める基本指針につきましては、今般、子ども・子育て会議における審議等を踏まえ、別紙のとおり、概ねの案を取りまとめましたので、お知らせいたします。

併せて、各市町村における市町村子ども・子育て支援事業計画及び各都道府県における都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に際して御留意いただきたい事項（別添参照）や、各市町村が実施する利用希望把握調査の調査票イメージ等をお送りいたしますので、今後の作業の参考として御活用ください。

各都道府県におかれましては、幼児教育担当、保育担当、少子化対策担当、教育委員会等の関係部局にも周知いただき、新制度の施行に向けた所要の準備を進めていただくとともに、管下市町村に対して遅滞なく周知し、遺漏のないよう配意願います。

この案は、最終的には、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」として内閣府告示により定める予定であり、今後形式的な修正を加える可能性がありますので、御留意願います。

【本件連絡先】

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL : 03-3581-1403（直通）

FAX : 03-3581-0996

（添付資料）

別紙1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）

別紙2 基本指針の主な記載事項

別紙3 「市町村子ども・子育て支援事業計画」作成時の利用希望などの把握について

別紙4 調査票のイメージ

（注）「事務連絡」の添付資料別紙1～別紙4は、都道府県等説明会資料1-2～1-5として配布。

市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の
作成に当たっての留意事項

この「市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっての留意事項」は、基本指針の概ねの案を踏まえ、基本指針案の「第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」について、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）の作成等に当たって留意いただきたい事項等を定めたものである。

一 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握（第三の一 3 関係）

- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握に当たっては、基本的には利用希望把握調査の調査票の各家庭への郵送によるアンケート形式により行うことが適当と考えていること。また、よりきめ細かく保護者の利用希望を把握するため、必要に応じて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に該当する現行の事業の利用者に対するヒアリング等を行うことも考えられること。
- 「量の見込み」をより正確に設定するため、幼稚園において実施する預かり保育を利用している子どもの数やその利用実態に関する情報の把握に努めることが必要であり、「幼稚園における保護者の就労状況等の調査及び把握について」（平成25年5月17日付通知府政共生第366号、25初幼教第3号、雇児保発0517第1号）も踏まえ、これらの把握に努めていただきたいこと。
また、同様に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づき都道府県等に届出がなされている認可外保育施設等を定期的に利用している子どもの数やその利用実態に関する情報の把握に努めることが必要であり、当該調査については、追って連絡する予定であること。
- 利用希望把握調査の結果の集計方法等についての作業の手引きについては、年内を目途に通知する予定であること。
- 指定都市が利用希望把握調査を行う場合には、統計法（昭和19年法律第53号）第24条第1項の規定により、当該利用希望把握調査を行う30日前までに総務大臣に対して届出を行うことが必要であること（平成25年7月31日付け事務連絡）。

二 市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（第三の二 2（一）、3（一）関係）

- 各市町村において設定した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、後日、国の参考資料としてその数値の提供を依頼する予定であること。
- 教育・保育の量の見込みに関して、社会保障・税一体改革における子育て支援の量的拡充の前提となった「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日少子化社会対策会議決定）の策定時においては、満3歳以上児の保育利用率は平成29年度末に4

8 %、満3歳未満児の保育利用率は同年度末に44 %と見込まれていること。

三 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における教育・保育の量の見込み（第三の四2（一）関係）

- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、「0歳、満1歳及び満2歳、満3歳から小学校就学前まで」の3区分に分けて量の見込みを設定することが基本である。

ただし、都道府県は市町村の基盤整備を支援する役割を担っており、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において設定した「量の見込み」に基づいて自ら基盤整備を行う立場には基本的にはないことから、都道府県の実情に応じて、「満3歳未満、満3歳以上」の2区分で設定することも可能であること。

四 認可及び認定に係る需給調整

1 基本的考え方（第三の二2（二）イ及び四2（二）（2）関係）

- 公立の教育・保育施設は届出・公示により設置されるため、認定こども園法及び児童福祉法の需給調整の規定は直接適用されない。

しかしながら、適切な需給状況を確保するため、公立の教育・保育施設の設置時における定員設定においては、子ども・子育て支援事業計画の量の見込み及び提供体制の確保方策を踏まえた検討が求められること。

2 認定こども園への移行に係る需給調整の特例（第三の四2（二）（2）ウ関係）

- 「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り認可・認定が行われるように設定することが基本であること。

具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望を把握し、これらの移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論を経る等、透明化を図った上で設定すること。

五 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置（第三の四4関係）

- 都道府県が記載する「特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数」の算出に当たって必要な事項は、本年度末を目途に提示する予定であること。

六 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整（第三の五1関係）

- 都道府県が、市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整については、子ども・子育て支援法第3条第2項及び第62条第3項第1号の規定に基づき、例えば、別紙2に掲げるケースについて行うことが考えられること。また、内閣総理大臣は、子ども・子育て支援法第63条第2項の規定に基づき、都道府県に対し、広域調整を含めた都道

府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について、必要な助言その他の援助の実施に努めるものとしていること。

七 子ども・子育て支援事業計画の作成の時期（第三の六 1 関係）

- 子ども・子育て支援新制度は平成 27 年度からの実施が想定されることから、平成 26 年度半ばまでにおおむねの案を取りまとめる必要があること。

八 地方版子ども・子育て会議の設置に関する事項（第六の一 関係）

- 地方版子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画への子育て当事者等の意見の反映を始め、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について点検、評価し、必要に応じて改善を促す上で重要な役割を果たすものであることから、設置するよう努めていただきたいこと。また、設置する場合には、子ども・子育て支援事業計画の調査審議等が十分行えるよう、可能な限り速やかに設置していただきたいこと。なお、利用希望把握調査の内容についても、地方版子ども・子育て会議で調査審議することが望ましいこと。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）

目 次

第一	子ども・子育て支援の意義に関する事項・・・・・・・・・・	2
一	子どもの育ち及び子育てをめぐる環境	
二	子どもの育ちに関する理念	
三	子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義	
四	社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割	
第二	教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項・・・・・・・・・・	9
一	教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方	
二	子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働	
第三	子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・	13
一	子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項	
二	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項	
三	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項	
四	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項	
五	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項	
六	その他	
第四	児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項・・・・・・・・	48
第五	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項・・・・・・・・	48
第六	その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項・・・・・・・・・・	49

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」という件名の内閣府告示として出すことを予定

の収集及び提供等

- (4) 仕事と生活の調和に関する企業における研修及びコンサルタント、アドバイザーの派遣
- (5) 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の認証、認定や表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進
- (6) 融資制度や優遇金利の設定、公共調達における優遇措置等による、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業における取組の支援

(二) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育及び放課後児童健全育成事業の充実、子育て援助活動支援事業の設置促進等の多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第五に掲げる事項とする。

1 区域の設定に関する事項

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めるものとされており、都道府県は、隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、区域（以下「都道府県設定区域」という。）を定めること。その際、都道府県設定区域は、2の（二）の(2)に規定する教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、都道府県設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、都道府県設定区域は、2の（二）の(2)に規定する教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事

業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における都道府県設定区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、参酌標準（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において教育・保育の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第六に掲げるものをいう。別表第五において同じ。）を参考として、原則として次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる必要利用定員総数（(3)については、特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数の合計）を定める。

また、都道府県設定区域ごとに均衡のとれた教育・保育の提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込量を定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すことが必要である。

必要利用定員総数を定める際に、必要に応じて、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案することができる。この場合には、地方版子ども・子育て会議においてその算定根拠を調査審議するなど、必要利用定員総数の算定根拠の透明化を図ること。

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、一の2の（三）に基づき都道府県は市町村に、一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、広域的な観点から市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、十分な調整を図ること。

- (1) 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。）
- (2) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数（認可外保育施設等を

利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。)

- (3) 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 年齢区分ごとの特定教育・保育施設（認定子ども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、都道府県設定区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

その際、子ども・子育て支援制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めること。

この場合において、都道府県は、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成二十九年末までに、(一)により定めた各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

都道府県は、保育の提供を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、当該事業者への情報の提供を適切に行う等、多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要である。

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、こ

れを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期と整合性がとれるよう、一の二の（三）に基づき、都道府県は市町村に一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、都道府県設定区域内の関係市町村の市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、円滑な調整を図ることが必要である。

なお、「待機児童解消加速化プラン」等により、認可外保育施設の認可施設への移行を支援しているところであるが、当分の間、イ及びウについては、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制の確保について、イ及びウに定める確保の内容に加えて記載することを可能とする。

ア 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）

イ 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設

ウ 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）

(2) 都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

ア 都道府県の認可、認定に係る需給調整の基本的考え方

（ア）都道府県知事は、認定こども園法第三条第七項の規定により、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下（ア）において同じ。）に関する認定の申請があった場合において、当該認定こども園が所在する都道府県設定区域における次の a から c までに掲げる利用定員の総数が、それぞれ次の a から c までに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は当該認定申請に係る認定こども園の設置によってこれを超えることになることを認めるときは、認定

こども園の認定をしないことができる。

この際、都道府県知事は、当該認定申請に係る認定こども園が、同条第五項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同条第一項又は第三項の条例で定める基準に適合している場合は認定するものとするものとされているため、認定に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

- a 特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。） 特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）
- b 特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。） 特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）
- c 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

（イ）都道府県知事は、認定こども園法第十七条第六項の規定により、幼保連携型認定こども園に関する認可の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園が所在する都道府県設定区域における（ア）のaからcまでに掲げる利用定員の総数が、それぞれ（ア）のaからcまでに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は認可申請に係る幼保連携型認定こども園の設置によってこれを超えることになるかと認めるときは、幼保連携型認定こども園の認

可をしないことができる。

この際、都道府県知事は、当該認可申請に係る幼保連携型認定こども園が、同条第二項の規定に基づく基準に該当し、かつ、認定こども園法第十三条第一項の条例で定める基準に適合している場合は認可するものとするものとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

- (ウ) 都道府県知事は、児童福祉法第三十五条第八項の規定により、保育所に関する認可の申請があった場合において、当該保育所が所在する都道府県設定区域における次の a 及び b に掲げる利用定員の総数が、それぞれ次の a 及び b に定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は当該認可申請に係る保育所の設置によってこれを超えることになることを認めるときは、保育所の認可をしないことができる。

この際、都道府県知事は、当該認可申請に係る保育所が、同条第五項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同法第四十五条第一項の条例で定める基準に適合している場合は認可するものとするものとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

- a 特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。） 特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）
- b 特定教育・保育施設及び特定地域型保育所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

イ 子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

アにかかわらず、子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、教育・保育施設（(1)により、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として子ども・子育て支援事業計画に定めたものを除く。）の認可又は認定の申請があったときは、都道府県知事は、次に掲げるときに該当するときには、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。この場合において、法第十九条第一項の規定による認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、都道府県知事は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る教育・保育施設の認可を行うことが望ましい。

（ア）認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設（当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

（イ）認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設（当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の必要利用定員総数（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

も・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになる」と認めるとき。

- (ウ) 認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除き、当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の設置によってこれを超えることになる」と認めるとき。

ウ 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整

- (ア) 都道府県知事は、アにかかわらず、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園（以下（ア）において「幼保連携型認定こども園等」という。）への移行の認可又は認定の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園等が所在する都道府県設定区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数（当該年度に係る同項第二

号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に、都道府県計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになることを認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする。なお、都道府県計画で定める数は、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、幼稚園の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定すること。この場合には、地方版子ども・子育て会議において当該都道府県計画で定める数を調査審議するなど、その設定の透明化を図ること。

- (イ) 都道府県知事は、アにかかわらず、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（以下（イ）において「幼保連携型認定こども園等」という。）への移行の認可又は認定の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園等が所在する都道府県設定区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における特定教育・保育施設の必要利用定員総数（当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に、都道府県計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになることを認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする。なお、都道府県計画で定める数は、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、保育所の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定すること。この場合には、地方版子ども・子育て会議において当該都道府県計画で定める数を調査審議するなど、その設定の透明化を図ること。

エ 教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合に係る需給調整

都道府県知事は、アにかかわらず、教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）及び特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の総数の合計が、都道府県定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになることを認め、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項

都道府県は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう、都道府県設定区域ごとの目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方を記載すること。中でも幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましい。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の都道府県が行う必要な支援に関する事項を定めること。

また、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、教育・保育の役割提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を定めること。その際、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意すること。さらに、第二の二の3に掲げる教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、都道府県におけるこれらの連携の推進方策を定めること。